

四日市市告示第 195 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	削除区間幅員 追加区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	削除区間延長 追加区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
		区域変更後起終点			
1	桜町西9号線	桜町字坊主尾4363-5	1.8~3.3	107.1	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する No.1
		桜町字坊主尾4347	1.8~8.0	117.0	
		桜町字坊主尾4363-5	1.8~4.0	229.5	
		桜町字坊主尾4347	1.8~8.0	239.4	